

平成24年2月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月13日

判	決
原告	X
被告	国
処分行政庁	北那覇税務署長

主 文

- 1 処分行政庁が原告に対し平成22年10月5日付けでした平成19年分の所得税の更正処分の取消しを求める訴えのうち、総所得金額149万0994円及び還付金の額に相当する税額3102円を超えない部分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 処分行政庁が原告に対し平成22年10月5日付けでした平成20年分の所得税の更正処分の取消しを求める訴えのうち、総所得金額149万0994円及び納付すべき税額が0円を超えない部分の取消しを求める部分を却下する。
- 3 処分行政庁が原告に対し平成23年8月12日付けでした差押処分の取消しを求める訴えを却下する。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 請求の趣旨

- (1) 処分行政庁が原告に対し平成22年10月5日付けでした平成19年分の

所得税の更正処分を取り消す。

(2) 処分行政庁が原告に対し平成22年10月5日付けでした平成20年分の所得税の更正処分を取り消す。

(3) 処分行政庁が原告に対し平成23年8月12日付けでした差押処分を取り消す。

2 請求の趣旨に対する答弁

主文1項ないし4項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、昭和63年以降の「公的年金等所得税徴収制」について、「公的年金等受給者に確定申告（納税）の義務はなくなるが社会保険料や医療費等を追加控除して所得税額が減額となる場合確定申告により還付を求めることができる」ものと理解して、処分行政庁に対し、平成19年分及び平成20年分の所得税につき納税義務がなくなった旨申告したにもかかわらず、処分行政庁により、上記各年分の所得税につき納付すべき税額がある旨の違法な更正処分を受け、それらの申告所得税を徴収するための違法な差押処分を受けた旨主張して、被告に対し、これらの各処分の取消しを求める事案である。

1 前提事実

(1) 原告は、昭和8年5月26日生まれで、平成19年12月31日において74歳であり、妻にA（昭和14年5月16日生まれ。以下「妻A」という。）、子（長男）にB（昭和49年3月5日生まれ。以下「長男B」という。）があり、肩書きした場所に住民を有する（乙1～3、弁論の全趣旨）。

原告は、平成19年中に、社会保険庁から老齢基礎厚生年金として269万0994円、国家公務員共済組合連合会から共済年金として51万9700円を各受給し、同年分の所得税として、3102円の源泉徴収を受けた（乙5、6）。

また、原告は、平成20年中に、社会保険庁から老齢基礎厚生年金として

269万0994円、国家公務員共済組合連合会から共済年金として51万9700円を各受給した（乙7、8）。なお、原告は、平成20年分の所得税については、源泉徴収を受けていない（乙7、8）。

（2）原告は、処分行政庁（北那覇税務署長）に対し、別表「本件更正処分の経緯」の「確定申告」欄記載のとおり、平成19年分については平成20年3月11日、平成20年分については平成21年3月10日、肩書きした場所を住所として、各確定申告を行った（以下、当該各確定申告に係る平成19年分の確定申告書を「19年分申告書」、平成20年分の確定申告書を「20年分申告書」という。乙1、2）。

（3）処分行政庁は、平成22年10月5日、原告に対し、別表「本件更正処分の経緯」の「更正処分」欄記載のとおり、平成19年分の所得税及び平成20年分の所得税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）を行った（乙3別紙の20枚目、23枚目及び25枚目）。

（4）原告は、平成22年10月22日付けで、本件各更正処分に対し、全部の取消しを求める異議申立てをしたが、処分行政庁は、同年12月21日付けで、同申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした（乙3）。

（5）原告は、平成22年12月27日、前記（4）の異議決定を経た後の本件各更正処分に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、全部の取消しを求める審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成23年4月26日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（乙4）。

（6）原告は、平成23年8月12日付けで、処分行政庁から、本件各更正処分に係る申告所得税（平成19年分本税7500円、平成20年分本税2万1000円及び同年分延滞税）を徴収するためとして、原告の株式会社C銀行に対する同銀行首里支店取扱いの口座番号　、預金額6万9392円のうち3万1300円の普通預金及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権の差押えを受けた（以下「本件差押処分」という。弁論の全趣旨（訴

状添付資料３の①、②等））。

（７）原告は、平成２３年９月１６日、本件各更正処分については更正の請求をせず、また、本件差押処分については異議申立て及び審査請求を経ずに、本件訴えを提起した（弁論の全趣旨）。

２ 被告の主張する課税処分の根拠

処分行政庁は、以下のとおり納付すべき税額を算出して、本件各更正処分を行った。

（１）平成１９年分の所得税の更正処分

ア 雑所得の金額 ２０１万０６９４円

下記（ア）から（イ）を差し引いた後の金額である（所得税法３５条２項）。

（ア）収入金額 ３２１万０６９４円（下記 a と b の和）

a 申告額 ２６９万０９９４円（老齢基礎厚生年金受給額）

b 申告漏れ ５１万９７００円（共済年金受給額）

（イ）公的年金等控除額 １２０万円

原告の平成１９年１２月３１日現在の年齢が６５歳以上であり、所得税法３５条４項の規定に基づき算出した公的年金等控除額が１２０万円に満たないことから、租税特別措置法４１条の１５の２（平成２０年法律第２３号による改正前のもの。以下同じ。）第１項の規定により適用される公的年金控除額である。

イ 総所得金額 ２０１万０６９４円

原告の平成１９年分の所得について、前記ア（ア）bの公的年金等に係る雑所得以外の所得がないことから、前記アの雑所得の金額と同一である（所得税法２２条２項）。

ウ 所得控除の金額 １８５万８９６０円

（下記（ア）～（キ）の合計額）

(ア) 医療費控除の金額 12万7160円

19年分申告書に添付された、原告が平成19年中に支払った医療費にかかる領収証書の金額の合計額22万7160円のうち、10万円を越える部分の金額である(所得税法73条1項)。

(イ) 社会保険料控除の金額 27万1800円

原告が平成19年中に支払った社会保険料の金額であり、19年分申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である(所得税法74条1項)。

(ウ) 生命保険料控除の金額 5万円

原告が平成19年中に支払った生命保険料の額172万9778円に基づき算出された金額であり、19年分申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である(所得税法76条1項)。

(エ) 障害者控除の金額 27万円

原告の扶養親族である長男Bが障害者であることに基づく金額であり、19年分申告書に記載された障害者控除の金額と同額である(所得税法79条1項)。

(オ) 配偶者控除の金額 38万円

原告の配偶者である妻Aが、原告と生計を一にし、平成19年中の合計所得金額が38万円以下であって、平成19年12月31日現在における年齢が70歳未満であることから、所得税法2条1項33号に規定する控除対象配偶者に該当することに基づく金額である(所得税法83条1項)。

(カ) 扶養控除の金額 38万円

長男Bが、原告と生計を一にし、平成19年中の合計所得金額が38万円以下であって、平成19年12月31日現在における年齢が33歳であることから、所得税法2条1項34号に規定する扶養親族に該当することに基づく金額である(所得税法84条1項)。

(キ) 基礎控除の金額 38万円

原告が所得税法2条1項3号に規定する居住者に該当することに基づく金額である(所得税法86条1項)。

エ 課税総所得金額 15万1000円

前記イの総所得金額201万0694円から、前記ウの所得控除の金額185万8960円を控除した後の金額(国税通則法118条1項の規定に基づき、1000円未満の金額を切り捨てた後のもの。)である(所得税法89条2項)。

オ 算出税額 7550円

前記エの課税総所得金額に100分の5の税率を乗じて算出した金額である(所得税法89条1項)。

カ 源泉徴収税額 3102円(前提事実(1))

キ 納付すべき所得税額 4400円

前記オの算出税額から前記カの源泉徴収税額を差し引いた後の金額(国税通則法119条1項の規定に基づき、100円未満の金額を切り捨てた後のもの。)である(所得税法128条)。

(2) 平成20年分の所得税の更正処分

ア 雑所得の金額 201万0694円

下記(ア)から(イ)を差し引いた後の金額である(所得税法35条2項)。

(ア) 収入金額 321万0694円(下記aとbの和)

a 申告額 269万0994円(老齢基礎厚生年金受給額)

b 申告漏れ 51万9700円(共済年金受給額)

(イ) 公的年金等控除額 120万円

原告の平成20年12月31日現在の年齢が65歳以上であり、所得税法35条4項の規定に基づき算出した公的年金等控除額が120万円に

満たないことから、租税特別措置法４１条の１５の２第１項の規定により適用される公的年金控除額である。

イ 総所得金額 ２０１万０６９４円

原告の平成１９年分の所得について、前記ア（ア）ｂの公的年金等に係る雑所得以外の所得がないことから、前記アの雑所得の金額と同一である（所得税法２２条２項）。

ウ 所得控除の金額 １５８万９２３０円

（下記（ア）～（カ）の合計額）

（ア）医療費控除の金額 ５万２１５０円

２０年分申告書に添付された、原告が平成２０年中に支払った医療費にかかる領収証書の金額の合計額１５万２１５０円のうち、１０万円を超える部分の金額である（所得税法７３条１項）。なお、原告は、２０年分申告書において、支払医療費を１４万８３５０円と過小に集計し、医療費控除を４万８３５０円と過小に記載していた。

（イ）社会保険料控除の金額 １２万７０８０円

原告が平成２０年中に支払った社会保険料の金額であり、２０年分申告書に記載された社会保険料控除に係る支払保険料の合計額１７万４４８０円から、そのうちに算入されていた原告が平成２１年中に支払った国民健康保険税の額４万７４００円を差し引いた後の金額である（所得税法７４条１項及び２項）。

（ウ）障害者控除の金額 ２７万円

原告の扶養親族である長男Ｂが障害者であることに基づく金額であり、２０年分申告書に記載された障害者控除の金額と同額である（所得税法７９条１項）。

（エ）配偶者控除の金額 ３８万円

原告の配偶者である妻Ａが、原告と生計を一にし、平成２０年中の合計

所得金額が 38 万円以下であって、平成 20 年 12 月 31 日現在における年齢が 70 歳未満であることから、所得税法 2 条 1 項 33 号に規定する控除対象配偶者に該当することに基づく金額である（所得税法 83 条 1 項）。

（オ）扶養控除の金額 38 万円

長男 B が、原告と生計を一にし、平成 20 年中の合計所得金額が 38 万円以下であって、平成 20 年 12 月 31 日現在における年齢が 34 歳であることから、所得税法 2 条 1 項 34 号に規定する扶養親族に該当することに基づく金額である（所得税法 84 条 1 項）。

（カ）基礎控除の金額 38 万円

原告が所得税法 2 条 1 項 3 号に規定する居住者に該当することに基づく金額である（所得税法 86 条 1 項）。

エ 課税総所得金額 42 万 1000 円

前記イの総所得金額 201 万 0694 円から、前記ウの所得控除の金額 158 万 9230 円を控除した後の金額（国税通則法 118 条 1 項の規定に基づき、1000 円未満の金額を切り捨てた後のもの。）である（所得税法 89 条 2 項）。

オ 算出税額 2 万 1050 円

前記エの課税総所得金額に 100 分の 5 の税率を乗じて算出した金額である（所得税法 89 条 1 項）。

カ 源泉徴収税額 0 円（前提事実（1））

キ 納付すべき所得税額 2 万 1000 円

前記カの源泉徴収税額がないことから、前記オの算出税額と同額（国税通則法 119 条 1 項の規定に基づき、100 円未満の金額を切り捨てた後のもの。）である（所得税法 128 条）。

第 3 争点及び当事者の主張

1 本案前の争点

本件各更正処分の一部と本件差押処分の取消しを求める部分の訴えの適法性
〔被告の主張〕

納税者が確定申告書を提出すると、原則としてその納税義務が確定し、その確定申告の内容を納税者が自己の利益に変更しようとするときは、国税通則法 23 条等に定める更正の請求の方法によらなければならない、その手続を経ないで申告額を超えない部分の取消しを求めることはできないから、原告には、確定申告をして自ら納税義務を確定させた部分について、更正の請求を経ないで取消しを求める訴えの利益はない。

したがって、本件各更正処分の取消しを求める訴えのうち、上記部分の取消しを求める部分は、不適法である。

また、本件差押処分の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法 8 条 1 項ただし書、国税通則法 115 条 1 項により、異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないものであるから、不適法である。

〔原告の主張〕

いずれも争う。

本件訴えは、国税不服審判所による平成 23 年 4 月 26 日付け裁決書の教示に従って提起したものであり、適法である。

2 本案の争点

公的年金等受給者である原告において平成 19 年分及び平成 20 年分所得税につき確定申告納税をすべきであったか否か

〔原告の主張〕

ア 公的年金等所得税の徴収制は、昭和 62 年以前は、所得税法第 2 編（居住者の納税義務）第 2 章（課税標準及びその計算並びに所得控除）第 4 節（所得控除）の各規定が適用される「公的年金等受給者が給与所得等を合算して所得税を計算し確定申告により納税する制度」であったが、昭和 6

3年以降は、所得税法第4編（源泉徴収）第3章の2（公的年金等に係る源泉徴収）の各規定が適用される「公的年金等支払者がその公的年金等部門ごとに所得税を計算し年金支払月ごと所得税を天引き（源泉徴収）して翌月10日まで国に納税する制度」となった。

すなわち、昭和63年以降は、「公的年金等受給者に確定申告（納税）の義務はなくなるが社会保険料や医療費等を追加控除して所得税額が減額となる場合確定申告により還付を求めることができる」ものとなった。

したがって、公的年金等受給者である原告に対する平成19年分及び平成20年分の所得税の徴収には、所得税法第4編第3章の2の各規定が適用されるはずであるのに、本件各更正処分は、厚生年金と共済年金とを合算した上、所得税法第2編第2章第4節の所得控除をして所得税を計算し、確定申告納税をしなければならないものとしており、適用法条を誤っているから、違法である。

イ 原告は、公的年金等収入が400万円以下であるから、「平成24年分扶養親族等申告書の手引き」（甲9）に記載のとおり、所得税について、確定申告書の提出は不要であるはずである。

〔被告の主張〕

ア 原告の作成に係る確定申告書の記載のうち、基礎控除については、所得税法86条1項及び2項の適用があり、38万円が正しく、原告の19年分申告書及び20年分申告書における162万円との記載は誤っている。

また、配偶者控除については、所得税法83条（平成22年法律第6号による改正前のもの。）1項及び3項の適用があり、38万円が正しく、原告の19年分申告書及び20年分申告書における39万円との記載は誤っている。

そして、扶養控除については、所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。）84条1項及び3項の適用があり、38万円が正しく、

原告の１９年分申告書及び２０年分申告書における３９万円との記載は誤っている。

なお、これら以外の金額については、原告の申告額と本件各更正処分との間で金額に違いがない。

原告の主張に係る所得税法第４編第３章の２の各規定（特に同法２０３条の２～４）は、公的年金等の支払をする者の源泉徴収義務や、その支払をする者が行う源泉徴収すべき所得税の額の計算について規定したものであり、上記各規定は、公的年金等の支払を受ける者における申告義務、所得金額の計算及び所得控除などについて定めたものではない。すなわち、公的年金等の支払をする者における所得税の源泉徴収と、公的年金等の支払を受ける者における申告納税とは、別個に行われる制度であって、公的年金等について源泉徴収に関する規定が適用されるからといって、申告納税に関する規定が適用されなくなるものではなく、二重課税にもならない。

イ 「平成２４年分扶養親族等申告書の手引き」に記載された平成２３年分の確定申告についての文書は、本件とは無関係である。

第４ 争点に対する判断

１ 本案前の争点（本件各更正処分の一部と本件差押処分の取消しを求める部分の訴えの適法性）について

（１）本件各更正処分について

納税者が確定申告書を提出すれば、原則として、それによって納税義務が確定するものであり、例外的に申告書の記載の無効を主張し得る場合以外は、更正の請求（国税通則法２３条）の手続によってのみ、その金額の減額変更を求め得るにすぎないのであるから、その手続を経ないで、申告額を超えない部分の取消しを求めることはできないというべきである。

これを本件についてみると、原告は、①１９年分申告書の提出により、総所得金額１４９万０９９４円及び還付金の額に相当する税額３１０２円を超

えない部分について、②20年分申告書の提出により、総所得金額149万0994円及び納付すべき税額0円を超えない部分について、それぞれ自ら納税義務を確定させた上（前提事実（2））、更正の請求を経ずに本件訴えを提起しているのであるから（前提事実（7））、処分行政庁の本件各更正処分の取消しを求める訴えのうち、上記各部分の取消しを求める部分は、不適法として却下されるべきである。

原告の指摘する平成23年4月26日付け裁決書（甲6の1、2、乙4）には、更正の請求を経なくても本件各更正処分の取消しの訴え全部が適法となることを示唆した記載はなく、本争点に係る原告の主張は失当である。

（2）本件差押処分について

行政事件訴訟法8条1項は、本文において「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。」と定めるが、同時に、ただし書において、「ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と定める。なお、ここにいう「審査請求」とは、「審査請求、異議申立てその他の不服申立て」をいう（行政事件訴訟法3条3項）。

そして、国税通則法115条本文は、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることができるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、原則として提起することができない旨を規定し、いわゆる不服申立ての前置を定めており、上記行政事件訴訟法8条1項ただし書の「定め」に当たる。

翻って、本件差押処分は、滞納国税を徴収するための国税徴収法47条、

62条に基づく処分であり、税務署長がした国税に関する法律に基づく処分であるから、不服申立て（その処分をした北那覇税務署長に対する異議申立て）をすることができ（国税通則法75条1項1号）、異議申立てについての決定があった場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる（同条3項）。

したがって、本件差押処分の取消しを求める訴えは、国税通則法115条本文により、本件差押処分に係る異議申立てについての決定及び審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができないこととなるところ、このような異議申立て及び審査請求を経ないで提起されたものであるから（前提事実（7））、不適法として却下されるべきである。

2 本案の争点（公的年金等受給者である原告において平成19年分及び平成20年分所得税につき確定申告納税をすべきであったか否か）について

（1）所得税法第2編第2章第4節に定める申告納税に関する規定の適用

原告は、昭和63年以降、公的年金等受給者の納税に係る規定は、所得税法第4編第3章の2の各規定が適用されることとなり、昭和62年以前適用されていた所得税法第2編第2章第4節の各規定が適用されることはなくなり、確定申告の義務はなくなった旨の主張をする。

しかしながら、所得税法第4編第3章の2の各規定（特に同法203条の2～4）は、公的年金等の支払をする者の源泉徴収義務や、その支払をする者が行う源泉徴収すべき所得税の額の計算について規定したものであり、上記各規定は、公的年金等の支払を受ける者における申告義務、所得金額の計算及び所得控除などについて定めたものではなく、公的年金等の支払をする者における所得税の源泉徴収と、公的年金等の支払を受ける者における申告納税とは、別個に行われる制度であって、公的年金等について源泉徴収に関する規定が適用されるからといって、所得税法第2編第2章第4節に定める

申告納税に関する規定が適用されなくなるものではないことは、被告が指摘するとおりである。

すなわち、所得税法 35 条 1 項は、「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」と定め、同条 2 項は、「雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。」と定め、同項 1 号は、「その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」、同項 2 号は、「その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額」を掲げる。

また、雑所得の対象となる公的年金等について、同条 3 項は、「前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。」と規定し、その 1 号において、「第 31 条第 1 号及び第 2 号（退職手当等とみなす一時金）に規定する法律の規定に基づく年金その他同条第 1 号に規定する制度に基づく年金（中略）で政令で定めるもの」を掲げる。

そして、所得税法 31 条 1 号及び 2 号は、適用される法律として、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等を掲げており、原告が平成 19 年及び平成 20 年に受給した老齢基礎厚生年金及び共済年金（前提事実（1））が、雑所得の対象となる公的年金等に当たることは明らかである。

加えて、原告は、19 年分申告書及び 20 年分申告書のいずれにも、肩書きした場所を住所として記載し、国内に住所を有していたのであるから（前提事実（1）、（2））、「居住者」（所得税法 2 条 1 項 3 号）として、「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第 2 章第 4 節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第 87 条第 2 項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の

金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第89条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるとき」は、確定申告をすべき義務があったのであり（所得税法（平成23年法律第82号による改正前のもの。）120条1項）、もとより、19年分申告書及び20年分申告書に係る各確定申告には、その年の公的年金等の収入金額が400万円以下などの要件を満たす居住者につき確定所得申告を要しない旨を定めた平成23年法律第82号による改正後の所得税法120条3項の適用はない（なお、原告の指摘する「平成24年分扶養親族等申告書の手引き」（甲9）の記載は、上記改正後の所得税法120条3項の適用を前提としたものと認められる。）。

以上のとおりであるから、原告は、平成19年分及び平成20年分の所得税について、所得税法第2編第2章第4節に定める申告納税に関する規定の適用を受け、その年分の総所得金額、控除の額等によっては、確定申告して納税すべき義務があったものというべきである。

（2）申告書の記載内容と本件各更正処分とが異なる部分について

ア 基礎控除

所得税法86条2項は、「前項の規定による控除は、基礎控除という。」と規定し、同条1項は、「居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から38万円を控除する。」と規定する。

本件では、原告は、前記（1）のとおり、「居住者」に当たるから、基礎控除の金額は、いずれの年分においても、原告が各申告書に記載した162万円ではなく、本件各更正処分のとおり、38万円というべきである。

イ 配偶者控除

所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。）83条3項は、「第1項の規定による控除は、配偶者控除という。」と規定し、同条1項

は、「居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 38 万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48 万円）を控除する。」と規定する。また、同法 2 条 1 項 33 号は、控除対象配偶者を、「居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第 57 条第 1 項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 3 項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が 38 万円以下である者をいう。」と規定し、同法 2 条 1 項 33 号の 2 は、老人控除対象配偶者を、「控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の者をいう。」と規定する。

本件では、前記アのとおり原告が「居住者」に当たるほか、妻 A は、昭和 14 年 5 月 16 日生まれであり（前提事実（1））、平成 19 年 12 月 31 日（68 歳）及び平成 20 年 12 月 31 日（69 歳）のいずれにおいても 70 歳未満であるため、老人控除対象配偶者には当たらず、また、いずれの年分においても、原告と生計を一とするもののうち合計所得金額が 38 万円以下である者ではないとは認められないため、控除対象配偶者に当たるから、配偶者控除の額は、いずれの年分においても、原告が各申告書に記載した 39 万円ではなく、本件各更正処分のとおり、38 万円というべきである。

ウ 扶養控除

所得税法（平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。）84 条 3 項は、「第 1 項の規定による控除は、扶養控除という。」と規定し、同条 1 項は、「居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族 1 人につき 38 万円（その者が特定扶養親族である場合には 63 万円とし、その者が老人扶

養親族である場合には４８万円とする。）を控除する。」と規定する。また、同法２条１項３４号は、扶養親族を、「居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第６条の３（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第３号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第５７条第１項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第３項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が３８万円以下である者をいう。」と規定し、所得税法（平成２２年法律第６号による改正前のもの。）２条１項３４号の２は、特定扶養親族を、「扶養親族のうち、年齢１６歳以上２３歳未満の者をいう。」と規定し、同項３４号の３は、老人扶養親族を「扶養親族のうち、年齢７０歳以上の者をいう。」と規定する。

本件では、前記アのとおり原告が「居住者」に当たるほか、長男Ｂは、昭和４９年３月５日生まれであり（前提事実（１））、平成１９年１２月３１日（３３歳）及び平成２０年１２月３１日（３４歳）のいずれにおいても、１６歳以上２３歳未満ではなく、かつ、７０歳未満であるため、特定扶養親族にも老人扶養親族にも当たらず、また、いずれの年分においても、原告と生計を一にするもののうち、合計所得金額が３８万円以下である者ではないとは認められないため、扶養親族に当たるから、扶養控除の額は、いずれの年分においても、原告が各申告書に記載した３９万円ではなく、本件各更正処分のとおり、３８万円というべきである。

（３）その他の部分について

前記（２）ア～ウの各項目のほか、１９年分申告書又は２０年分申告書と

本件各更正処分とで異なるところはなく、適用法条及び額に違法な点も見当たらない。

(4) まとめ

前記(1)～(3)の検討で明らかなとおり、原告においては、平成19年分及び平成20年分所得税について、本件各更正処分の内容のとおりに確定申告納税をすべき義務があったものというべきである。

3 結論

以上の次第であって、①原告の本件各更正処分の取消しを求める訴えのうち、(ア)平成19年分については総所得金額149万0994円及び還付金の額に相当する税額3102円を超えない部分の取消しを求める部分、(イ)平成20年分については総所得金額149万0994円及び納付すべき税額が0円を超えない部分の取消しを求める部分並びに②原告の本件差押処分の取消しを求める訴えは、いずれも不適法であるからこれを却下し、③原告のその余の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官	平田 直人
裁判官	澤井 真一
裁判官	長 博文